

入札説明書等に関する質問書への回答（第2回）

1 入札説明書に対する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	5	第2章	8	(1)	ア 設計・建設業務	建築基準法に規定される工事監理者については発注者様が別途選定されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 要求水準書P41 1.6 1.6.1(2)に記載のとおりです。
2	33	別紙3			運営・維持管理業務に係る対価	破砕施設運営・維持管理業務委託料Cの①変動費について、破砕機の刃物などごみ量よりもごみ質により交換頻度の変更となるものは、変動費に計上しなくて良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	17	第2編第1章	1.2	1.2.2	(2)処理対象物の種類	「エ 災害廃棄物(非定期的に発生)」において、不燃性の廃棄物が搬入された場合は取り除いたうえ、処理困難物として取り扱うとの理解でよろしいでしょうか。	災害廃棄物処理計画(平成31年3月策定)のとおり、原則、破砕施設における不燃性災害廃棄物の処理は行いません。
2	60	第2編第2章	2.2	2.2.1	ごみ計量機(5)	特記事項「ウ」に記載の「既存の本市各清掃工場におけるシステムとの互換性を確保できるシステムとすること。なお、設計協議時に詳細検討を行う。」とあります。互換性を検討するために、既存の計量システムのデータ形式をご教示願います。	データベースソフト「Oracle Database」により、データ通信・処理を行っています。
3	94 95	第2編第2章	2.7	2.7.2 2.7.4	二次送風機 排ガス再循環送風機(必要に応じて設置)	排ガス再循環送風機を設置し、二次送風機の役割を満足する場合、排ガス再循環送風機を二次送風機として読替え可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	114	第2編第2章	2.11	2.11.10	説明用パンフレット(2)	説明用パンフレットの部数については、 ア 一般向け(日本語、英語、中国語、韓国語) 10,000部 イ 小学生向け 10,000部 と記載されています。 一方、「第3編 運営・維持管理業務」の216頁では、 ア 運営準備期間(当初) 大人用300部、小学生用3,000部 イ 運営期間中 大人用300部、小学生用3,000部(年間、外国語含む) との記載があります。 施設竣工時に必要な部数をご教示願います。 また、運営期間中は216頁の「イ 運営期間中…」に記載されている部数を毎年納入することによろしいでしょうか。	建設工事において、一般向け(日本語、英語、中国語、韓国語)10,000部、小学生向け10,000部を納品してください。 また、運営準備期間(当初)とは、試運転期間等の運営開始前の視察等を想定しているため、竣工前に大人用300部、小学生用3,000部を納品してください。 また以降のご質問については、お見込みのとおりです。
5	114	第2編第2章	2.11	2.11.10	説明用パンフレット(2)	一般用の説明用パンフレットは、日本語、英語、中国語、韓国語の4言語を併記したものを製作することによろしいでしょうか。	パンフレットについては、4言語を併記して作成するか、言語別に作成するかは実施設計時の協議とします。 いずれの場合でも合計10,000部を納品してください。
6	119	第2編第3章	3.2	3.2.5	自己搬入車両用受入貯留ヤード(5)キ	「刈り草」とありますが、剪定枝も含まれますでしょうか。 含まれる場合、大まかな割合と最大長さをご教示ください。	剪定枝自体は刈り草同様、受入品目であるため、受け入れております。ただし、ご質問の「キ 刈り草(平ボディ車)の受入」については、大半が刈り草のみで搬入されるものとお考え下さい。 稀に刈り草(平ボディ車)の搬入に剪定枝が混入される場合がございますが、最大長さは受入基準である2m以内となります。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
7	132	第2編 第3章	3.6	3.6.8	その他貯留ヤード 表2-29	小型家電、電池類・ライター、スプレー缶、消火器類、ケーブル類、その他保管品、処理困難物及び処理不適物の保管方法および保管容器の負担者について、市様のお考えをご教示願います。 (例)小型家電は引取り業者のコンテナ貯留、電池類はドラム缶貯留など	小型家電、スプレー缶は引取り業者が別途用意するフレコンバック等に保管してください。なお、現状のフレコンバックの寸法・種類は、1m ³ ・1t用となります。 その他については、必要に応じて、運営事業者にて保管容器を用意するなど、適切に対応してください。
8	132	第2編 第3章	3.6	3.6.8	その他貯留ヤード 表2-29	選別により回収されたリチウムイオンバッテリーや、蛍光管(収集で混入してきたもの)などは、その他保管品に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	リチウムイオンバッテリーについては、お見込みのとおりです。 なお、燃やせないごみの収集において混入された破損した蛍光管は、保管品には該当しません。
9	132	第2編 第3章	3.6	3.6.8	その他貯留ヤード 表2-29	作業用重機の選定のため、小型家電、電池類・ライター、スプレー缶、消火器類、ケーブル類、その他保管品、処理困難物及び処理不適物の引渡し方法をご教示願います。	現状、小型家電、スプレー缶については、引取り業者の機材で積込みを行っています。その他については、作業用重機を使用した引渡しは行っておりません。
10	132	第2編 第3章	3.6	3.6.8	その他貯留ヤード 表2-29	小型家電、電池類、ライター、消火器類、ケーブル類、その他保管品、処理困難物及び処理不適物の搬出用容器の寸法および種類をご教示願います。また、本容器は市様の準備頂けると理解してよろしいでしょうか。	質問No.7の回答を参照してください。
11	149	第2編 第4章	4.1	4.1.9	非常用発電設備	「非常用電源設備は、非常用発電装置を兼ねたCGSを計画し、CGSで発電した電力を場内の消費電力の一部に充てることで、ごみ(バイオマス)を原料とした蒸気タービン発電機由来の売電電力量の増強を図る」とありますが、本記載を具体的な運用として解釈すると、「CGSの発電出力については、場内の消費電力の内、FITの認定発電設備(焼却施設のプラント動力)以外の消費電力を上限とする」との理解でよろしいでしょうか。 CGSが非FITの消費電力を超え、FITの認定発電設備の消費電力の一部を賄うような運転を行った場合、バイオマス由来の高単価の逆潮電気に、非バイオマス由来の電力が混入する形になり、逆潮電力全量のごみ(バイオマス)を原料とした高価値の電力と解釈されない懸念があります。	お見込みのとおりです。このうち、ご質問にある「場内の消費電力」には、豊平・南清掃事務所及び保養センター駒岡を含むものとします。CGS稼働時には、これらの供給先へCGSで発電した電力を供給してください。なお、設備容量の考え方は要求水準書P149、4.1.9(1)の通りとし、その設備容量の範囲においてCGSで発電した電力を有効利用してください。この際、各施設の稼働状況により供給する電力量が変化することが見込まれますので、発電出力を柔軟に調整できる設備構成としてください。 また、経済産業省への確認結果として「通常運転時(非常時及び全炉停止時からの立上時以外)は、CGSでの発電電力が認定発電設備へ供給されないシステム(インターロック等)を構築すること。」「ごみ(バイオマス)を原料とした高価値の電力は、確実に計量できる条件下に限り認定できること。」が得られています。 なお、CGSでの発電電力を逆潮流することは想定しておりませんので注意してください。
12	162	第2編 第4章	4.2	4.2.5	データ処理装置 (3)	「イ」の記載の現在の使用回線の通信方式の変更はどのようなものを想定されておられるのでしょうか。	光回線を検討していますが詳細は設計協議とします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
13	188	第2編 第5章	5.3	5.3.2	土木工事 (1)山留、掘削 イ	掘削工事の残土の指定搬出先である ・白石清掃工場付近(概算距離20km) ・篠路清掃工場付近(概算距離25km) ・山口処理場(概算距離25km) の受入量指定があればご教示願います。	・白石清掃工場付近 【受入可能量】5万m ³ /年 【受入期間】令和3年度～令和6年度 ・篠路清掃工場付近 【受入可能量】8万m ³ /年 【受入期間】令和6年度 ・山口処理場 【受入可能量】4万m ³ /年 【受入期間】令和3年度～令和6年度 ※残土の受入可能量は、各年度で変動する可能性があるため、事前に協議してください。
14	188	第2編 第5章	5.3	5.3.2	土木工事 (1)山留、掘削 イ	掘削工事において、一部岩掘削の必要が生じた場合、発生した岩屑はご指定の残土搬出先の受入条件に適合しないため、適正自由処分するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	190	第2編 第5章	5.3	5.3.2	土木工事 (9)共同溝敷設工事	市道駒岡清掃工場横線の本工事で敷設する共同溝が横断する部分の ・既存舗装構成 ・道路埋設物の位置、種類、規格、深度 をご教示願います。	【既存舗装構成】 表層3cm、基層5cm、上層路盤6cm、下層路盤65cm 【埋設物の深度】 現在確認出来ている埋設物は以下の通りです。 (雨水排水管) 道路中心付近、遠心力鉄筋コンクリート管B型2種φ600、埋設深さ＝2m程度 ただし、実施設計時に詳細調査を行い、埋設物の確認を行ってください。
16	190	第2編 第5章	5.3	5.3.2	土木工事 (9)共同溝敷設工事	市道駒岡清掃工場横線において共同溝を施工する場合、終日通行止めは許可されますでしょうか。又は、夜間工事との条件指定がある場合、通行止め規制が可能な時間帯をご教示願います。	交通管理者(北海道警察)との協議によります。 なお、通行止め及び夜間工事となる場合は、バス路線であるため、バス会社(北海道中央バス)との事前協議および周辺住民への周知も必要となります。 また、共同溝の施工については、駒岡資源選別センターの運営に影響が出ないように配慮してください。
17	208	第3編 第2章	2.5	2.5.4	適正処理、適正運転 (4)エ	小型家電製品の処理について、運営事業者は搬出業者への引き渡しを行うのみとの理解でよろしいでしょうか。或いは分解、仕分けやフロン回収等も行う必要がありますでしょうか。	小型家電製品については、引取り業者に引き渡しを行うのみであり、分解等は必要ありません。
18	208	第3編 第2章	2.5	2.5.4	適正処理、適正運転 (4)エ	スプレー缶の処理について、運営事業者は搬出業者への引き渡しを行うのみとの理解でよろしいでしょうか。或いはスプレー缶の穴開け等も行う必要がありますでしょうか。	スプレー缶については、引取り業者に引き渡しを行うのみであり、穴開け等は必要ありません。
19	-	添付資料3	-	-	地質調査報告書 (H27) 地質調査報告書 (H29)	ボーリング柱状図において埋土層が一部廃棄物混じりであることを示す以下の記述がございます。 ・H27 No.1 1.00m付近鉄片混入、3.70mビニル片混入 ・H27 No.2 0.20m付近ガラス片混入 ・H29 No.3 3.80m付近コンクリート殻混入 地質調査報告書のみでは、埋設されている廃棄物の量の把握が困難なため、本工事において処分が必要となった場合は、処分方法及び費用についてご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

3 落札者決定基準に対する質問への回答

質問なし

4 様式集に対する質問への回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	第16号-2-1	別紙1			地域貢献の内容	対面的対話における議事録No28の回答で、地元雇用する人員は③地域の人材活用(地元雇用)欄に書くとありますが、仮に運転の一部を地元企業に発注する場合、③に人件費を記載し、発注額から③を差し引いた額を④に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	「③地域の人材活用(地元雇用)」の欄は、SPC(元請け企業)及び一次下請け企業が対象であり、本施設の運営管理体制・人員配置計画において地元雇用する人員を計上してください。 「④地元企業の活用、資材調達」の欄は、二次下請企業以下の発注金額を記載してください。
2	第16号-2-1	別紙1			地域貢献の内容	入札説明書のP8 第3章 2 入札参加者の構成事業者の要件(1) 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件の企業は、入札参加資格要件での入札参加者になりますが、仮にその企業が一次下請けで地元企業の場合には、①地元企業への工事発注に記載できないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

5 基本協定書(案)に対する質問への回答

質問なし

6 基本契約書(案)に対する質問への回答

質問なし

7 建設工事請負契約書(案)に対する質問への回答

質問なし

8 運営・維持管理業務委託契約書(案)に対する質問への回答

質問なし

9 リスク管理方針書に対する質問への回答

質問なし

10 その他

No.	書類名	頁	大項目	中項目	項目名	質問の内容	回答
1	環境影響評価書	P7-1-1-64	第7章	7.1.1	大気質 (3)施設の稼働(土地又は工作物の存在及び供用)	環境影響評価書 7-1-1-64頁「ア 煙突の排出諸元」において、「排ガス温度 160℃」との記載があります。この「煙突の排出諸元」は遵守することになりますが、ごみ質の変動や低温腐食の影響等を考慮することにより、±5℃程度は許容されるものと考えてよろしいでしょうか。	施設供用時における煙突からの排出ガスによる大気汚染物質の濃度は、環境影響評価書7-1-1-64項「ア 煙突の排出諸元」を予測条件として設定し、環境への影響を予測、評価しております。予測条件の変更に伴い変化する予測結果、評価結果について十分精査し、環境影響評価書を遵守してください。
2	第1回質問回答	P11	No.97	-	-	紙くず成形物、木くず、スプリングマットレスの置き場は有効高さ9mの範囲より除外されていますが、アームロール車、ダンプ、重機などの作業も想定されるため、この場合、有効高さ9m以上を確保する必要のあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のその他貯留ヤードについては、「入札説明書等に関する質問書への回答(第1回) 2 要求水準書に対する質問への回答 No.97」のとおり、有効高さ9m以上の指定範囲ではありません。事業者の実績等から作業上必要な高さとしてください。

11 対面的対話にて保留させて頂いた質問に対する回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	149 14	要求水準書 入札説明書等に関する質問の回答	第2編 第4章 No.130	4.1	4.1.9	質問回答No.130にて、質問【「非常用電源設備は、非常用発電装置を兼ねたCGSを計画し、CGSで発電した電力を場内の消費電力の一部に充てることで、ごみ(バイオマス)を原料とした蒸気タービン発電機由来の売電電力量の増強を図る」とありますが、本記載を具体的な運用として解釈すると、「CGSの発電出力については、場内の消費電力の内、FITの認定発電設備(焼却施設のプラント動力)以外の消費電力を上限とする」との理解でよろしいでしょうか。CGSが非FITの消費電力を超え、FITの認定発電設備の消費電力の一部を賄うような運転を行った場合、バイオマス由来の高単価の逆潮電気に、非バイオマス由来の電力が混入する形になり、逆潮電力全量のごみ(バイオマス)を原料とした高価値の電力と解釈されない懸念があります。】回答【経済産業省に確認中です。】とあります。場内消費電力にて、CGSの発電電力が使用不可となるものがあればご教示をお願いいたします。	「2 要求水準書に対する質問への回答 No.11」を参照してください。
2	149	要求水準書	第2編 第4章	4.1	4.1.9	非常用発電機の常用発電出力の考え方について前提条件として、要求水準書において、「非常用電源設備は、非常用発電装置を兼ねたCGSを計画し、CGSで発電した電力を場内の消費電力の一部に充てることで、ごみ(バイオマス)を原料とした蒸気タービン発電機由来の売電電力量の増強を図る」とFITの認定発電設備以外の消費電力供給を目的とした運用のご指示を頂いています。また、関連する質疑回答No.132において、「コージェネレーション(CGS)は焼却施設稼働時(全炉停止を除く)に運転する。」と破砕施設への電力供給を意図された運用となっていないように考えます。これらのご指示を合わせると、非常用発電機の常用発電出力は焼却施設稼働時の非認定設備動力、すなわち「焼却棟及び管理棟の建築動力の合算」を目標として常用発電出力を設定するものとの解釈でよろしいでしょうか。	「入札説明書等に関する質問書への回答(第1回) 2 要求水準書に対する質問への回答 No.132」の意図を補足します。この回答は、破砕施設への電力供給を意図するとともに、破砕施設の稼働日に限らず、焼却施設稼働日にはCGSを活用したい意図があります。ご質問にある非常用発電機の常用発電出力については、「2 要求水準書に対する質問への回答 No.11」を参照してください。